

令和元年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月4日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第79号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 日程第3 議案第80号 岐阜地域児童発達支援センター組合格約の変更について
- 日程第4 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第82号 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第83号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第84号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第85号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第86号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第87号 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第88号 平成31年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第89号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 淵 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	15番	若 園 五 朗
16番	くまがいさちこ	17番	松 野 藤 四 郎
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政 策 企 画 監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	岡 田 弘	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
教 育 次 長	児 玉 太	監 査 委 員 事 務 局 長	高 山 浩 之
上 水 道 課 長	鹿 野 正 美	下 水 道 課 長	矢 野 隆 博
環 境 課 長	宮 田 典 雄		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	広 瀬 照 泰	書 記	松 山 詔 子
-------------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項では、議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べるができないとなっておりますので、十分注意して発言をされますようお願いをいたします。

日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2件報告します。

1件目は、お手元に配付しましたとおり12月2日、若井千尋君から発議第4号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書が提出され、受理しましたので、後日議題にしたいと思えます。

続きまして、2件目について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、報告します。

2件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、令和元年10月分が実施されました。いずれも、現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告しました資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第79号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第79号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第80号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第80号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に
ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第81号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第81号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

17番 松野でございますけれども、81号についてです。

この会計年度任用職員の話ですけれども、この人たちの実際、正職になっていくか、そこを
確認したい。それと同時に、1年契約でございますので、給料の昇級というのは必ずあるのか、
そこをお尋ねしたいと思うんです。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 皆さん、おはようございます。

今の松野議員の質疑でございますが、会計年度任用職員の昇級ということでございますが、
経験加算ということであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私たちはこの9月にこれを可決したんですけれども、例えば岐阜市
ですといろいろ議論をしておるわけですよ。要は、給料が下がってくるんじゃないかと、今ま

での給料より低いんじゃないかと、こういうような話があります。

それと同時に、これは1年契約ですので、本当にこれは正職員になるのか。次年度採用されなかったらもう終わりですわね。そして給料ですが、一番下のランクに多分最初はなると思うんですけれども、次年度から加算されていくのか、確実に。そこを確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今の松野議員の1つ目の最終的に正職になるかという御質問でございますが、今回は制度上、会計年度任用職員ということで、私たち、無期限職員ということでなくて会計年度、1年度という制度の改正になっておりますので、その点を御理解していただきたいと思います。

あと、2点目のその1年でございますが、年数が過ぎていけばその部分、経験加算として給料のほうは上がっていきますので、その点、御理解願いたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 給料の話はわかりましたけれども、正職というのは多分困難だと思うんですよね。正職にはならないと思うんですよ。

説明ですと、次年度から正職になるという話ですけれども、そういったことが確実にできるのか、なるのか。ちょっと確認です。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 大変申しわけございません。

今、次年度に正職になるかということでございますが、正規職員はやはり正規職員として募集をかけて面接をし採用していきますが、この会計年度任用職員というのはこの制度自体が任期が1年度以内ということになっておりますので、その点を御理解して、もちろんこの1年度で翌年度に更新するに当たっては人事評価というものをさせていただいて、また会計年度任用職員ということで更新をしていくという形になりますので、御理解を願いたいと思います。

決して正職になるということではございませんので、御理解をお願いします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第82号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第82号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） どうも、皆さん、おはようございます。

議席番号7番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたもので、議案第82号、瑞穂市特別会計条例の一部改正に関する条例についての質問をさせていただきます。

今までも公会計の中で、要するに特別会計の中で学校給食費用特別会計ということで運用をされてきておりますが、今回、これを一般会計のほうに移行するという、このタイミングで今回の12月の定例会に議案として提出されたわけでございますが、その意図はどういう理由でこの期中において普通会計の中の一般会計のほうに移行されるのかということをもまず質問をしたいと思います。

次の質問につきましては、自席から質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 皆さん、おはようございます。

先ほどの杉原議員の質問にお答えしたいと思います。

公会計の特別会計で運用してきましたが、そちらの一般会計への移行のタイミングということでございますが、一般会計に移行する理由としましては大きくは2点ということで、給食の公平と安定供給ということを考えております。特別会計より一般会計のほうが、より食材の購入に当たって安定的に供給できるというようなことを考えておるところでございます。

それからもう一点ですが、消費税の関係がございまして、こちらのほう、10月で法改正ということで軽減税率の適用になりました。こちらのほう、今まで特別会計でやってきたわけでございますが、軽減税率ということで10%の部分と8%の部分が出てきます。そういうところを、その部分については十分に食材のほうに転嫁できない、一般会計へ転嫁できないという部分がございます。といいますのは、10%でいただいた部分と、それから8%で食材を購入した部分の差の部分について、そちらのほうの消費税の関係が出てまいりますので、そちらのほうを、よりこの一般会計になりますと、特別会計の部分については申告が必要なところがございますけれども、そちらのほうの申告義務という関係で、一般会計のほうは特例の部分で免除ということがございますので、そちらのほうをこのタイミングで改善していきたいということでございます。

年度途中の特別会計から一般会計という移行も選択肢としてはあったと思いますけれども、年度年度のこれまでの運用のこともございましたので、このタイミングで御提案をさせていた

だきまして、4月から運用させていただきたいというようなことでございます。よろしくお願
いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 今、2つの原因によって普通会計の一般会計のほうに移行するというこ
とで、安定供給と、それからこの10月の消費税10%の値上げによりまして軽減税率の適用の問
題ということでお話ございましたんですけど、そこで一つお聞きしたいんですけど、今まで
は安定供給はされていなかったんですよ。それで、これを普通会計の一般会計に移行するこ
とによって安定供給がされるということ、私はちょっと理解ができませんけど、そこら辺
をもう一度具体的に御説明をいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 今の安定供給の話でございますけれども、まずこれは特別会計と一
般会計と比較してというところで、決して特別会計で供給ができなかったということではござ
いませぬが、その辺のことを前提にちょっとお話をさせていただきます。

特別会計の場合においては歳出の、これは一般会計もあるんですけども、歳入の枠の中で
食材費を買っていくということをやっておりますということでございますので、現実的にはそ
の分についての食材の購入というふうになってくるわけでございますけれども、ただその中の
給食費をいただくという中で、現実的に収入していない部分ですね、されていない部分につ
いては食材を購入することができなくて、お払いした人としていない人のアンバランスとい
う部分が、アンバランスといいますか、収入していない人の部分を収入した部分の人で賄って
いると、それもありますし、全体的に入ってこない部分については、その部分はちょっと抑えて食
材費を入れなければいけないといったような状況がございます。

それと、今、気候変動などで食材費が急に値上がりしたりとか、そういった状況が急に多く
見られるようなところがございます。そうした変動のときに一時的に収入の確保が困難にな
るといったようなところで、食材の価格などの急激な変動に対して、やむを得ず食材の内容を変
更して収入の範囲内で調整することが必要となってきます。

一般会計のところ、そういった急なところにつきましては一般会計の中で賄っていくとい
うところが、より対応が早くできるといったようなところを考えてございますので、そうい
った内容で今回、議案のほうを提出させていただいておるという次第でございます。よろしくお
願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） ちょっと私は頭が悪いもんですから理解ができませんけど、次の質

間に変えさせていただきますが、今、次長のほうからもお話が一部ございましたんですけど、私が一番懸念しておるのは、要するに特別会計という制度的な、思想的な背景を見ますと、やはりこれは受益者負担ということをある程度重きに置いておるということですよ。

ですから我々の自治体も水道事業会計と、それから下水道事業会計は、企業会計を行っているということで、そういうことでこれは特別会計の中でも公益会計という分類に入ってきますからそれはちょっと企業会計の分類とは違うわけなんですけど、私が一番懸念しておるのは、一般会計に入っちゃいますと、一般財源の中で税負担で全部賄うということが基本的なことになっているわけなんです。そうしますと、今家庭の御事情でなかなか給食費もお支払いができないと、支払う意思はあるんだけど、なかなか財政上の問題でできないということで、今どう言うんですか、徴収に、未納の方に対しましては催促とか勧告をされておるんですけど、そこら辺が今後どうなっていくかということと、それから今後、先ほどから言いましたように、一番最初に申し上げましたように、税で賄うということになりますと……。いいですか。

税で賄うということになりますと、そういう未納の回収ですか、そこら辺が希薄になるんじゃないかなということをお懸念しておるわけなんです。ということは、一般会計になりますと、流用もいとも簡単にと言ったらちょっと語弊があるんですけど、できるわけなんです。特別会計と一般会計の資金にショートが起きた場合の手当てというものは、繰入金、繰出金という一つの会計行為、取引が生じてそこで行うということになりますけど、一般会計の中でやっちゃいますと、そこら辺が我々第三者にしましてもなかなか見にくい、要するにブラックボックスの中に入ってくるんじゃないかということも実は懸念しておりまして、そこで質問させていただきますが、そこら辺のことのまず徴収率を高める手段というものが、今までは公会計でやっておられるからそれは従来どおり変わりませんよということでございますけど、先ほど言いましたように、これは税収入で普通会計は全般的な経費支出を賄っているというような状況でございますから、そこら辺が今後ともうまくいくのかどうかということですね。

そうしまして、もう一つ、この時点で来年の4月から施行されるわけでございますけど、岐阜県には21市ございます。21市のうちに、今公会計の特別会計でやっておられるところがどのくらいあるかということですね。この数字がもしわかりましたらここで御提示願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） では、今の議員の御懸念のところを御発言いただいたわけでございますけれども、一般会計への移行に当たってはこれまでの徴収事務をしっかりとやっていくということで、今30年度の結果で申しますと99.4%という徴収率で、これは周りの中では大変高い数値ではないかというふうに思っております。ふだんのセンターの努力によってそちらのほうをしっかりとやらせていただいているということでございます。これは引き続き続けてまいりた

いというふうに考えております。

それから、もう一点、収支の関係ですけれども、こちらのほうは改めて、今は特別会計でわかるわけでございますけれども、それと同じように1年のまとめというんですか、収支の状況の報告をさせていただくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の他市町村の状況でございますけれども、お話しさせていただきます。

今、岐阜県内42市町村ございまして、その中で20市町村については私会計ということで、これは私会計になりまして、学校の先生が学校で集めて運用しているというようなやり方でございます。

そのほか、公会計でやっているところが22市町でございます。そのうち、一般会計でやっているのは17市町でございます。全体の22市町のうちの77.3%が一般会計ということで、あと特別会計については5市町ございまして、私ども当市も含む5市町でございます。

全国的な割合を申しますと、全国では公会計のうち、一般会計で行っている市町村の割合は92.5%ということで、特別会計で行っているところは7.5%といった状況でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 今、教育次長から報告いただきまして、まだ私会計、要するに私の会計ですね、私の会計ということは、学校が要するに独自に独立採算制をもって学校単位でやっておるというのが私会計ということで私はそういうふうに理解しておるわけなんですけど、まだこれが岐阜県の場合でも42市町村のうちの22が公会計で、まだ20が私会計でやっておるということは50%弱ということなんですけど、その私会計と公会計とのメリットというのはどういうふうに御理解されているかということと、それからもう一つは一般会計の中に入るわけで、要するに一般会計の範疇の中で今後は会計システムを運用していくということなんですけど、それをまとめて別表で年度末に、要するにこの学校給食事業特別会計というものを別途に資料として提出をしていただくということで、そういう御理解でよろしいですか。

この2点だけちょっとお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ただいまの公会計と私会計の差というところについてお答えさせていただきたいと思っております。

現在、県内でもまだ20の市町村が私会計を行っておりますが、これは現金を集めるという行為がございまして。やはり学校という現場において現金を集めることの課題がまだあるかということが1点。もう一点は、教職員の業務として行われております。現在、教職員の負担軽減、働き方改革の中で、国のほうはこういったことについてのガイドラインの中で私会計から公会

計にしてほしいというような意向を文科省も示しております。そういった点でメリットがあるかというふうに考えます。

もう一点につきましては、収支報告は必ず資料として作成して報告したいというふうに考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） では、これで最後の質問にさせていただきますけど、確かに先生はこの学校の要するに教育以外のサービス業務ということで、今これも国のほうで教育改革の一環といたしまして働き方改革の一環ということで、これから地方自治体もそういう公会計のほうに移っていくわけでございますけど、私は最後に1点だけ確認をさせていただきたいと思うんですけど、何回も先ほどから申し上げておるんですけど、これは税の中でやっていくわけなんですよね。ですから、そこら辺をしっかりと明確に、その特別会計から一般会計、要するに普通会計の中の一般会計の範疇に入ったからといって、そこで今の徴収率の低下とかそういうことを招かないようにしつつ、そこら辺は最善の努力を払っていただきまして、遂行していただきたいと思います。

今、先ほどからお話ございましたように、国のほうも公会計でやっていくということがございますから、そのことに関しましては、私は時代に沿ってやっていくということは非常に結構だと思いますから、そういうことで私の質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第83号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第83号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第84号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第84号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第85号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第85号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号5番、みずほ令和の会の鳥居佳史です。

この補正予算書の26ページの10款の教育費の項目2の事務局費のところ、18番の備品購入費ということで117万5,000円の庁用器具費が計上されています。これをお聞きしたところ、中※①身はポケットークということでお聞きしております。

これの必要性和、何台ぐらい購入予定かということをお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。

※②
ポケットークでございますが、必要性という点でまず1点目ですね。現在、学校には日本語指導の必要な外国籍のお子さんが150名前後おります。その児童・生徒のために日本語指導ができる教員等を配置して対応しているところでございます。しかしながら、全ての学校に毎時間その教員を配置できるわけではございません。担当の学校、学級等を決めたりして行っております。

そういったときに、そういった担当、補助していただける教員がない場合に、通常の学級担任等が日本語を話せないお子さんに対して指導をする際、※②ポケットークを活用して授業を円滑に進めることができないかということがありまして、外国籍のお子さんが多い市町村にお伺いしましても、やはり導入を始めているということもございまして、必要性をととても感じております。

※ ①後日訂正発言あり ※ ②後日訂正発言あり

また、教育委員会の事務局におきましても、転入等で見える場合に親御さんと本人がそろってお見えになるんですが、やはり通訳の方がすぐにそろうわけではありませんので、そういった場合にでも事務手順の上できちっと内容を正確に説明するためにも必要かというような理由で購入を考えておるところでございます。

2つ目の台数についてでございますが、保育所、幼稚園、小・中学校で必要な数、もちろん事務局も含めて14台ということで計画を立てております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 必要性はわかりました。14台ということですがけれども、学校の現場で外国の子供さんが多いということは、当然、成人の人もおって、成人というか、市内には。それで、今のお話ですと教育現場だけの配置ということなんでしょうか。

14台という部分では、今のお話で教育の現場だけ。もう少し多く、庁舎の中にもその必要性を感じるんで、そこへ14台という部分を回すとちょっと少ないんで、その点については何か議論はあったんでしょうか。

庁舎での利用という部分で。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

[「関係ないよ」の声あり]

○5番（鳥居佳史君） 同僚議員からそういう発言もありますので、一応、今の答弁で教育委員会で使うということでもわかりましたので、今の質問についてはまた機会があったら別の機会でも質問させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） はい。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第86号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第86号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第87号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第87号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第88号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第88号平成31年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第89号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第89号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第79号から議案第89号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第79号から議案第89号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をします。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午前9時48分